

「大阪文化芸術祭（仮称）」の実施にかかる企画・運営等業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

「大阪文化芸術祭（仮称）」の実施にかかる企画・運営等業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

大阪文化芸術創出事業実行委員会(以下「発注者」という。※)では、大阪・関西万博開催時における国内外からの多くの来阪者に、大阪の文化芸術を楽しんでいただき、滞在期間の延長による地域経済の活性化を図るとともに、大阪におけるアーティストや文化芸術団体等の活躍機会の拡充につなげることを目的に、2025年に大規模な文化芸術祭典として「大阪文化芸術祭（仮称）」を開催する。

なお、文化芸術祭典の実施に向けては、大阪の文化芸術活動の一層の活性化を図るとともに、企画内容の検討をはじめ会場・アーティスト確保などの事前調整も不可欠であるため、令和5年度から着手することとし、令和7年度までの3か年事業とする。

※発注者は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益財団法人大阪観光局、一般財団法人関西観光本部で構成

（2）業務内容

具体的内容については「『大阪文化芸術祭（仮称）』の実施にかかる企画・運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

（3）契約上限額

3年総額 金1,987,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度の上限額）令和5年度 495,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度 695,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 795,750,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（5）履行場所

大阪府内各所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

①本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下

「応募提案者」という。)のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者(以下「最優秀提案事業者」という。)と契約条件を協議の上、発注者において決定し、契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

- ②採択された提案については、採択後に発注者と詳細を協議すること。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- ③契約金額の支払いについては、各年度精算払いとする。ただし、発注者と協議のうえ、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、概算払をすることができるものとする。
- ④契約に際して、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第8条第1項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式13)を提出すること。誓約書を提出しないときは、発注者は契約を締結しない。
- ⑤契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。
- ⑥契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- ⑦契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は発注者が確実に認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は発注者が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は発注者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

- カ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- ⑧ ⑦の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- イ 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

（2）再委託について

- ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等の重要事項について再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪府暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

（3）その他

- ①契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。
- ②本事業は、3年間の長期契約となるため、令和5・6年末に、外部有識者で組織する事業者評価委員会を開催し、事業実績や進捗状況を評価することとする。受注者の事業実績や業務の進捗状況を踏まえ、当該受注者に継続して委託することが適当でないと事業者評価委員会が判断した場合、その評価内容を踏まえ、発注者は、業務委託契約書の規定にかかわらず、契約を解除出来るものとする。なお、評価の基準については別途定める。

4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることとする。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員について該当する必要がある。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人

- であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

5 スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| ○ 公募開始 | 3月28日（火） |
| ○ 説明会 | 4月 5日（水）午後3時～ |
| （参加申込書提出期限） | 4月 4日（火）正午まで |
| ○ 質問の提出締切 | 4月 7日（金）午後5時まで |
| ○ 質問に対する回答 | 4月14日（金）までに随時回答 |
| ○ 提案書等の提出期間 | 4月 6日（木）午前10時から5月16日（火）午後3時まで |

※持込みのみ

- 選定委員会 5月 中旬
- 審査結果通知等 5月 下旬

6 応募手続きに関する事項

(1) 説明会の実施

本件の募集に係る説明会を次のとおり開催する。応募を検討している者はできる限り出席すること。

① 開催日時

日 時 令和5年4月5日（水）午後3時から（受付開始 午後2時30分）

場 所 大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中央卸売市場 業務管理棟 3階 大阪市経済戦略局会議室

※参加者は、募集要項、仕様書、様式を持参すること。

② 申込方法

ア 申込方法

- ・『大阪文化芸術祭（仮称）』の実施にかかる企画・運営等業務委託説明会参加申込書」（別紙様式1）を下記9の提出先まで電子メールで提出すること。

※電話、ファクシミリによる申込みは受け付けない。

※「件名」に「【説明会参加申込：大阪文化芸術祭（仮称）プロポーザルについて】」と記載して送付すること。

- ・参加にあたり、障がい等により配慮を希望する者は、参加申込書のその他の欄にその旨を記載すること。
- ・送信後、必ず、到着の有無を電話で確認を行うこと。

イ 受付期間

令和5年4月4日（火）正午まで《必着》

- ・参加者は会場の都合により、応募者1者につき2名までとする。

ウ その他

- ・説明会についての問い合わせは、下記9の問合せ先まで問合せること。
- ・実施日時、実施場所、時間等について、変更する場合がある。

(2) 質問の受付・回答

① 受付期間

令和5年4月7日（金）午後5時まで《必着》

※受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けない。

② 提出方法

ア 『大阪文化芸術祭（仮称）』質問票」（別紙様式2）下記9の提出先まで電子メールで提出すること。電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けない。

イ 複数の法人による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて送信すること。

ウ 電子メールの「件名」に「【質問】『大阪文化芸術祭（仮称）』プロポーザルについて」と明記して送付すること。

エ 質問票の送信後は、必ず到着の有無を電話で行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

③ 回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和5年4月14日（金）までに、大阪府

府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページに掲載する。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/soshutsu-fes/koubo2022.html>

(3) 提案にかかる応募書類及び提出方法

① 応募書類及び提出部数

○「正本」(応募書類と添付書類) 1部

○「副本」(応募書類のみ) 20部

《注意事項》

【応募書類】

ア 企画提案応募申込書(別紙様式3: 正本1部、副本20部)

イ 企画提案書表紙(別紙様式4-1: 正本1部、別紙様式4-2: 副本20部)

企画提案書(別紙様式5: 正本1部、副本20部)

仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

A4判(両面)で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。

図等の使用も可とする。

(ア) 「大阪文化芸術祭(仮称)」のプログラムについて

①令和5年度に実施する魅力あるプログラムの企画

2025年の「大阪文化芸術祭(仮称)」の開催を見据え、府内のホール等(屋外の場合を含む)において、国内外からの多くの来阪者に文化芸術を楽しんでいただけるプログラムを具体的に企画提案すること。プログラムには秋季に重点エリアにおいて、一定期間にわたり集中的に実施するプログラムを含むこと。

＜重点エリア＞大阪市域(大阪城・中之島エリアなど)および大阪市以外の地域(万博記念公園など)で象徴的なエリアを設定すること。

※ 次の分野(①～⑤)のプログラムを必ず実施することとし、提案では、2025年を見据え、多くの来阪者に文化芸術を楽しんでいただけるプログラムを、分野ごとに最低1つ企画すること。また、大阪の新たな都市魅力を打ち出すため①～⑤以外の分野のプログラムについても提案すること。

必須分野; ①音楽②美術③演劇・舞踊 ④伝統芸能(歌舞伎、人形浄瑠璃、能楽など) ⑤大衆芸能(落語、漫才など)

※ 美術分野等作品展示を行う場合は、作品の販売も含めたフェア方式のプログラムとすること。

※ 若手アーティストの起用など次世代育成に関する視点も盛り込むこと。

②令和6年度に実施する「大阪文化芸術祭(仮称)」プレイベント、令和7年度に開催する「大阪文化芸術祭(仮称)」の企画概要

令和6年度は、2025年の「大阪文化芸術祭(仮称)」のプレイベントとして、令和7年度は、「大阪文化芸術祭(仮称)」の本番として、府内のホール等(屋外を含む)において、国内外からの多くの来阪者に文化芸術を楽しんでいただけるよう上記①の企画提案内容を踏まえ、企画概要を提案すること。その際、令和5年度の取組みをベースとし、それを発展させる形で、各年度において、大阪の文化芸術の魅力を存分に発信できるプログラムを提案すること。

また、令和7年度については、国内外からの著名なアーティストの起用や創作

コンテンツなど、万博開催年の実施にふさわしいプログラムとすること。

なお、プログラムには、春季（4～6月頃）及び秋季（9～11月頃）に、重点エリアにおいて、一定期間にわたり集中的に実施するプログラムを含むこと。

（提案にあたっての留意事項）

- ・本事業の事業趣旨を十分に理解した上で、3カ年事業であることを意識して提案すること。
- ・提案にあたっては、これまでにない発想も取り込んだ上で企画すること。
- ・各年度の取組みは、機運醸成など万博との相乗効果が図られるよう工夫するとともに、増加するインバウンドを意識し、国内外問わず、来阪者に楽しんでいただけるプログラムを提案すること。
- ・会場については、提案にあたり、事前調査など空き状況を確認するなど、実現性の高い会場を提案すること。ただし、提案時に必ずしも確保できていることを求めない。
- ・実施するプログラムは、無料・有料は問わない。
- ・実施するプログラムは、提案内容をもとに、発注者と協議のうえで決定する。
その際、予算の範囲内でプログラムの追加・変更を求めることがある。
- ・提案にあたっては、プログラムの詳細内容を明記すること。

（イ）本事業にかかる3カ年の業務計画について

2025年に開催する大阪文化芸術祭（仮称）に向けた連続性・発展性のあるプログラムとなるよう、3カ年の業務計画および各年度の業務計画を提案すること。

（i）3カ年の業務計画には、魅力ある大規模な文化芸術祭典の開催に向けたビジョンを可視化し、目標達成に向けた戦略的、効果的かつ継続性や確実性のある業務計画を提案すること。

（ii）3カ年の業務計画、各年度の業務計画、両方に共通して、各プログラムの実施に向けた会場確保、アーティスト等の出演交渉、事前準備や着手時期等のスケジュールについて、詳細な計画を提案すること。

（ウ）長期的・戦略的広報計画・活動について

①本業務にかかる広報計画

大阪・関西万博を最大の好機と捉え、国内外からの来阪者に大阪の文化芸術の魅力を発信する効果的な広報計画について、3カ年の広報計画と各年度の広報計画を明確に区分の上、提案すること。

提案にあたっては、全体の来場者目標を設定するとともに、その達成に向けた戦略的広報計画とすることとし、3カ年の計画と各年度の計画で整合性、関連性を持たせること。

また、府域外からの誘客という観点から、鉄道駅構内や空港等、交通拠点でのプロモーションに関する取り組みも盛り込むこと。

②本業務にかかる広報活動

メディアへの事前告知やチラシ・ポスター等の広報媒体の作成・配布、SNS、ブローガーなどの積極的な活用方策について、具体的なものを提案すること。

（エ）運営体制について

3カ年の本事業にかかる全体の運営体制および各年度又は各プログラムの運営体

制について提案すること。

※本業務は3カ年の長期契約となるため、確実に業務を履行するための体制について、過去実績等も踏まえた、応募提案者の強みについて記載すること。

ウ 応募金額提案書（別紙様式6：正本1部、副本20部）

※各年度の上限金額に留意したうえで、提案すること。

エ 業務実績申告書（別紙様式7：正本1部、副本20部）

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）での応募の場合は、上記ア～エに加え、次のⅠ～Ⅳの書類も併せて提出：各1部

Ⅰ 共同企業体届出書（別紙様式8）

Ⅱ 共同企業体協定書（別紙様式9）

Ⅲ 委任状（別紙様式10）※構成員が支店等の場合のみ

Ⅳ 使用印鑑届（別紙様式11-1）※代表構成員が代表取締役の場合
使用印鑑届（別紙様式11-2）※代表構成員が受任者の場合

オ 誓約書（参加資格関係）（別紙様式12）

誓約書（暴力団関係）（別紙様式13）※すべての構成員の提出が必要

【添付書類】

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）で企画提案する場合は、添付書類ア～エは、共同企業体すべての構成員について提出すること。

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明を行うこと。）

イ Ⅰ 法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの

Ⅱ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

Ⅲ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

Ⅰ 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。

Ⅱ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分）

Ⅰ 貸借対照表

Ⅱ 損益計算書

Ⅲ 株主資本等変動計算書

有価証券報告書提出会社については、上記Ⅰ～Ⅲに加えて、キャッシュフロー計算書および注記も提出すること。

②応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

③ 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがある。

④ その他

- ・ 応募は1者1提案とする（共同企業体として参加する場合を含む）。
- ・ 応募書類はモノクロ（白黒）、カラーどちらでも可。
- ・ 「正本」「副本」それぞれを1部ずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も必要とする。
- ・ 「正本」については、表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入すること。
- ・ 「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないこと。（表紙及び背表紙含む）
- ・ 応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- ・ 提出時には一切の質問に応じない。
- ・ 提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められない。（発注者が補正等を求める場合を除く。）
- ・ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

⑤ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで持ち込みにより提出すること。（郵送等による提出は認めない。）

⑥ 提出期間

令和5年4月6日（木）午前10時から令和5年5月16日（火）午後3時まで

（4）失格事項

応募者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とする。応募者が最優秀提案事業者に決定した後、契約締結までの間に次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用する。

- (1) 資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (8) 「大阪文化芸術創出実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に違反した場合
- (9) 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、事業者選定委員会を開催し、以下の審査項目についての意見を聴取のうえ、発注者において最優秀提案事業者及び次点者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、事業者選定委員会の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時・場所

令和5年5月中旬（予定）

詳細は、上記6（3）⑥の期限までに応募書類を受け付けた者全員に対し、様式3に記載の担当者メールアドレスあてに別途通知する。

イ 内容・方法等

(ア) 上記6（3）イ～エの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

(イ) 1事業者あたり50分程度（うち説明25分以内、質疑応答含む。）とする。

(ウ) 参加者は1事業者あたり4名以内とし、原則、業務責任者を含めること。なお、共同事業者の場合も同様とする。

(エ) 提案事業者名（グループ名及び構成員名）を明らかにしてはならない。

(オ) パソコン等の機材の使用は認めない。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

(2) 選定基準・方法

審査項目	審査内容・着眼点		配点
プログラムの企画・運営	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的・内容に対する理解・知識はあるか ・ 3年間を通した事業計画となっているか ・ 事業目的を達成しうる企画力（集客力・話題性・キャスティング能力等）はあるか ・ 来阪者に楽しんでもらえる魅力ある内容となっているか ・ 大阪の文化芸術資源を活用した集客力の高い内容となっているか ・ 国内外の観光客を大阪に呼び込む、訴求力のある内容となっているか ・ 外国人にも分かりやすい工夫された内容となっているか ・ 万博開催との相乗効果が図られる工夫があるか 	50点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容は実現可能で、具体性があるか ・ 提案内容は、事業費全体の規模からみて妥当か ・ 集客見込みは妥当か 	15点
戦略的な広報計画・活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外に向けた長期的な広報計画となっているか ・ あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報戦略はあるか ・ 広くメディアに取り上げられるような具体的計画となっているか ・ 万博に向けた機運醸成が期待できる工夫がなされているか 		15点

運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を確実に円滑に遂行できる運営体制が確保されているか ・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ等）はあるか ・民間、地域、ボランティア等と連携した体制があるか ・安定的な運営が可能となる財政的基盤かどうか 	15点
価格点	<ul style="list-style-type: none"> ・価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 	5点
合計		100点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、事業者選定委員会の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い応募提案者を最優秀提案者（契約候補者）とし、次に合計点が高い者を次点者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い応募提案者が2者以上（同点）の場合

- ① 「プログラムの企画・運営」の点数が高い者を契約候補者とする。
- ② 上記①の点数が同じ場合は、「戦略的な広報計画・活動」、「運営体制等」の合計点が高い者を契約候補者とする。
- ③ 上記②における得点と同じ場合は、有識者会議委員から意見を聞き、順位を決定する。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果100点満点中60点以下の場合は採択しない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、交渉の相手方に決定する。

(3) 選定対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 契約候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- カ プレゼンテーション審査を欠席すること。

(4) 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和5年5月上旬（予定）に様式3に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課ホームページにおいて公表する。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/soshutsu-fes/koubo2023geijutusai.html>

ただし、応募提案者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。

- ①最優秀提案事業者及び契約候補者と評価点（価格点・提案金額）
- ②全応募提案者の名称（申込順）
- ③全応募提案者の評価点（得点順 内容は①に同じ）
- ④最優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）
- ⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥その他（最優秀提案事業者と契約候補者が異なる場合は、その理由）

8 その他

応募提案にあたっては、「大阪文化芸術創出事業実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」を熟読し遵守すること。

(参考) 過去に実施した文化芸術関連事業については、下記URLを参考にすること。

[大阪文化芸術創出プログラム2022 \(osaka-ca-fes.jp\)](http://osaka-ca-fes.jp)

9 問合せ先、提案書等提出先

担当：大阪文化芸術創出事業実行委員会事務局 担当 河原、山口、谷口
(大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ内)

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話：06-6210-9306 (直通)

E メール：bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

※受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。

※大阪文化芸術創出事業実行委員会は、令和5年4月1日付けで名称を「大阪文化芸術事業実行委員会」に変更しますので、同日以降は、本募集要項等の実行委員会名は、新名称に読み替えることとします。